

國學院大學学術情報リポジトリ

婚礼月伝承の諸相

メタデータ	言語: Japanese 出版者: 公開日: 2023-02-07 キーワード (Ja): キーワード (En): 作成者: 波田, 尚大 メールアドレス: 所属:
URL	https://doi.org/10.57529/00001433

婚礼月伝承の諸相

波 田 尚 大

論 文 要 旨

婚礼月伝承とは婚礼を執り行う際に特定の月を好み、忌み避けることをした習俗を指すことばである。一般に、西洋のジュンブライドが有名であるが、日本全国の民俗調査報告を確認すると様々な縁起によって月が選ばれていたことがわかる。こうした婚礼月は江戸時代後期に編まれた「諸国風俗問状」とその答書に確認することが可能であり、近い時代に書かれた『指田日記』と宝飯地方『宗門人別改帳』の婚礼月実数をみると同一の傾向を示すことが明らかになった。また、1901（明治34）年から現代に至るまで調査が行われなかった年が若干あるものの、「都道府県別にみた婚礼月の統計」が存在する。以上の資料と実際の調査から江戸時代から現代にいたるまでの婚礼月伝承の実態と、①縁起ではなく仕事の都合で選択されるようになり、②再解釈されて新しい意味を付与されるという変化の様相を提示した。

1. —「婚礼月」伝承ということ—

何か物事を行う際には、縁起が悪いよりも良いに越したことはなく、現代の日常生活の中でも縁起を気にすることは意外なほどに多い。例えばホテルや旅館の部屋で縁起の悪い「4」の付く番号を避けることがある。必ず茶柱が立つということをセールスポイントに販売しているお茶も存在する。このような縁起を基にした配慮や行動は、意識しないうちに生活の中で存在していると言ってよい。結婚式は「大安吉日」の「よいお日柄」の日であることが望まれるために、結婚式会場はそれ以外の日に利用されることが少なく、特に「仏滅」のような縁起の悪い日には割引サービスを行って集客する所も存在するのだという。だが世相も変わり、筆者や筆者の少し上の世代になると結婚式を行わないことも珍しくなく、また日取りに関しても費用や都合の面で選択することも多いと聞く。なるべく縁起の良いことのほうが「良い」ため、人は意識的に選択して縁起を担ぐことをしてきた。現代日本では西洋の概念である6月の「ジュンブライド」などが広く知られているが、本稿では先ほども述べた「大安吉日」に代表される「六曜」のような特定の「日にち」で

はなく、特定の「月」によって縁起担ぎをする伝承、その中でも特に婚礼を行う「月」によってよしあしをいう伝承に着目し、その諸相を確認する。こうした婚礼を行う月を「婚礼月」とし、特定の「婚礼月」を好み用いる、あるいは忌み避けるという伝承を「婚礼月伝承」とする。

婚礼月伝承は日本以外の国にも存在し、例えばネパールでは[Bikram Sambat]という暦が使用されており、[Brahman・Chhtri]の人々はIsakh月からJeth月、Mans-ir月、Magh月からPhagun月までが婚礼月であるという⁽¹⁾。フランスでは5月(Mai)の結婚を避ける。5月は若い男女が「5月柱」という木を、意中の異性の家に置く儀礼がはじまる恋の月であり、このような「恋の月」であった5月は結婚には不吉な月とされていた⁽²⁾。

「5月の結婚に決して花は咲かない」という言葉も存在する。中国では5月、6月、7月、9月の4つの月を婚礼の時に忌み嫌っていた⁽³⁾。5月の結婚は両家が不和になり、破談になってしまう。6月は1年の半分の月なので、半年で別れてしまう。7月は先祖があゝの世から帰ってくる鬼月であり、この月に結婚をすると鬼を嫁にもらうという。9月は「9」と「犬」の単語の発音が同じであるから、不吉であるとされている。このように、婚姻の日取りを決める際に「月」によって判断する婚礼月伝承は日本にだけ存在するというわけではない。このような「婚礼月伝承」が江戸後期から現代に至るまでどのような実態を持ち、変遷を辿ってきたのかを明らかにする。

2. 「月」と「婚礼月」伝承を巡る先行研究

まず、婚礼月伝承を巡る先行研究を確認する前に、特定の「月」に関する研究を確認する。1931年に折口信夫は「熟語構成法から観察した語根論の断簡」の中で、五月と九月が物忌みの月であったと述べる⁽⁴⁾。九月は実際に何かを行うことがなくなってしまう、信仰だけになってしまったが五月に関しては田植えの信仰と共に「物忌み」の有り様が残っていると考えた。その根拠を和歌に求め、男女が五月に禁欲生活を送るという古代を想像している。1993年に宮田登は「日本の数信仰」において1813(文化10)年に成立したとされる『梧窓漫筆』の中の五月を畏れる月とする記述を取り上げた⁽⁵⁾。5月をよくない月だとする観念は6世紀ころに中国で編まれた『荆楚祭時記』に確認することが可能であるとして、中国伝来の考えであると指摘した。五月五日を取り巻く厄除けや忌籠りの習俗からも、五月が悪月・悪日であったことを述べた。また五月(サツキ)の「サ」が田の神を現わしているとするならば、単に中国伝来の悪月ではなく、田の神祭りの準備期間であるかもしれないという疑問も提示した。宮田の研究で一番のポイントは6世紀ころに記され

た『荊楚祭時記』に「五月俗称悪月」という記述があるのを指摘したことで、これ以上過去の文献で「月」についての記述を探すことは難しいだろう。だが宮田の問題は日本における19世紀の文献と中国の6世紀の文献を単純に比較し、同一のものであると判断したことにある。

単なる「月」ではなく、「婚礼月」に着目したはじめの論考は、1952年の日野壽一「結婚・妊娠に関する迷信の解明」である⁽⁶⁾。この論考は迷信調査協議会によって行われた日本国内全域における俗信・迷信の調査結果をもとに、愛知県で報告された「三月に縁組すると悪い」という事例に対して、正月が子の月で三月が寅の月であり「虎は一日に千里を往つて千里を帰る」という諺から婚姻を行う月として嫌ったのだと説明している。迷信調査協議会の調査では三月に婚姻を忌む事例しか報告されていないが、実際には三月だけではなく他の月にも婚姻を忌み避ける伝承が多く存在する。日野のこうした十二支による解釈では他の月に婚姻を忌む事例が説明できず、この論が妥当だと判断することはできない。1965年に西村亨は「待たれている訪問—いろごのみ事典(十五)—」において、先に述べた折口の五月と九月が物忌み月であるということを和歌の事例によって補足と修正を行っている⁽⁷⁾。西村は伊勢物語によまれた

あさかけていひしながらもあらなくに。木の葉ふりしくえにこそありけれ
を題材に、男女の婚姻は秋に行なわれていたことを指摘した。万葉集・後撰和歌集によまれた

我が故に思ひな瘦せそ。秋風の吹かむその月、媾はむものゆゑ

撫子の花散りがたになりにけり。わが待つ秋ぞ近くなるらし

というこれらの歌も、その根拠の一つに挙げている。だが、雑誌『芸能』において連載された論文をまとめた『新考 王朝恋詞の研究』で西村自身によって補注がなされており、「わが故に～」の和歌は遣新羅使に対して詠んだものであることを述べ、「直ちに秋が男女相媾う季節であることの証明には用いられない」と訂正を行っている⁽⁸⁾。同年に西村は「雨のゆううつ—いろごのみ事典(三五)—」⁽⁹⁾において、折口が扱った物忌み月としての五月がどのような月であったのかの考察を行っている。信明集・伊勢集・宇津保物語・堀河院次郎百首(前述の『新考 王朝恋詞の研究』で加えられる)に詠まれた

神代より忌むと言ふなる五月雨の此方に、人を見るよしもがな

聞く声を長くと思はば、時鳥忌む五月をば過しやはせぬ

人のいましむる五月は去ぬ。今はかの事成し給へ。

相見ての後も五月を忌むとてや、みそかにだにも音せざるむ

以上の和歌や物語の一節から五月雨が降る時に性的な関係を避ける物忌みが行われ、その

習慣が五月に結婚を避ける習俗へと変化したと述べる。また西村は逆に五月に男女が性的な関係を持つという和歌が万葉集で存在すると紹介し、

信濃なるすがの荒野に、ほととぎす鳴く声聞けば、時過ぎにけり

五月山。花橘に、ほととぎすこもらふ時に構へる君かも

君が家の花橘はなりにけり。花のある時に、構はましものを(『新考〜』で加えられる。)以上の和歌から、それは物忌みが祭りへと接続するものであり、祭りはつまり性的関係を持つものであるため、物忌みの期間である五月が婚姻の時期となると考察している。前者の「物忌み」→「禁欲生活」→「禁欲生活を送っていた月に婚姻を避ける」という図式は具体的な事例が紹介されていないものの、ある程度筋の通った解釈だと判断できる。西村の指摘は、当時の和歌の中にこのような婚礼月伝承が存在していた可能性を示しており、筆者は重要な論考であると考えている。

以上をまとめると、物忌みを中心とした「月」に関する研究は民俗学の中で行われていたものの、特定の月を好み、あるいは忌み避ける「婚礼月伝承」を題材にした研究は行われていなかったことが指摘できる。また婚礼月に関する研究も和歌を中心とした西村のものしか存在していない。

3. 近世史料にみる江戸期の婚礼月

(1) 「諸国風俗問状」とその答書にみる婚礼月

江戸時代の文化年間(1804-1817)に屋代弘賢は、現在でいうアンケート形式での民俗調査を行った。弘賢が各地へと送った「諸国風俗問状」とその答書は全ての地域から返答が来た訳ではないが、当時の各地の伝承を知るための数少ない史料の一つとなっている⁽¹⁰⁾。この問状の中に、1月から11月にかけて「此月を好み用ひ、又此月をいみさくる事如何」という問が設けられている。つまり、「この月に何かをすることを好む、または忌み避ける風習が存在するか」という内容である。その回答をまとめたものが[表1「諸国風俗問状」とその答書にみる婚礼月一覧]である。今回の作業では、「婚姻」と明記してあるものの他に、恐らく婚姻のことを指すと思われる、「祝儀」や「祝事」や「吉事」も対象とした。では、各地域に婚礼月がどのように存在していたのかを確認する。

常陸国水戸領(茨城県水戸市)では、二月が婚姻に好み用いられる月であり、一月、三月、五月、九月の七月と十一月を除いた奇数月に婚姻を行うことを忌み避けていた。越後國長岡領(新潟県長岡市)では、十一月が婚姻に好み用いられた。三月は「花の縁」を、十月は「神なし月」を理由に避けられて、九月も理由は不明だが同様に避けられていた。

表1 「諸国風俗問状」とその答書にみる婚礼月一覧 ○…婚姻に用いる ×…婚姻に避ける

番号	問状署名	一月(臘月)	二月(如月)	三月(弥生)	四月(卯月)	五月(五月)	六月(水無月)	七月(文月)	八月(葉月)	九月(長月)	十月(神無月)	十一月(霜月)
1	常陸國水戸領風俗問状答(茨城県水戸市)	×	○	×		×				×		
2	越後國長岡領風俗問状答(新潟県長岡市)			×	花の縁					×	神なし月	○
3	北越月令(新潟県長岡市)				花の縁						神なし月	○
4	三河國吉田領風俗問状答(愛知県豊橋市)				三の音					○	神無月	○必ずこの月
5	伊勢白子領風俗問状答(三重県鈴鹿市)				さられ月						神無月	
6	大和國高取領風俗問状答(奈良県高取町)					午の月					神なし月	○祝ひ月
7	若狹國小濱領風俗問状答(福井県小浜市)			×				×			×	(○)
8	丹後國釜山領風俗問状答(京都府京丹後市)										神無月	
9	備後國品治郡風俗問状答(広島県福山市)	○		花の縁							神無月	
10	備後國沼隈郡浦崎村風俗問状答(広島県尾道市)	○										
11	淡路國風俗問状答(兵庫県南あわじ市)	○	×	花の縁	○(物部)	○	○	×	×	○	神無月	
12	阿波國風俗問状答(徳島県徳島市)	○				○		×		○		
13	阿波國高川原村風俗問状答(徳島県石井町)									○祝ひ月		
14	※穴喰村風俗問状答(徳島県穴喰町)	○祝ひ月						×		○祝ひ月		
15	肥後國天草郡風俗問状答(熊本県天草市)	×	○	花の縁		○×		×			神無月	○

出典 編者 竹内 利美・原田 伴彦・平山 敏治郎『日本庶民生活史料集成』第九巻 風俗 三一書房 1969年9月 ※森 甚一郎「諸国風俗問状答書発見報告」国文学会「郷土研究発表会紀要」20号 徳島県立図書館 15

北越月令（新潟県長岡市）でも越後国長岡領と同様に十一月が好み用いられ、三月「花の縁」、十月「神なし月」が報告されているが、九月を避けることは報告されていない。三河國吉田領（愛知県豊橋市）では九月と十一月が婚姻に好まれており、特に十一月に関しては「必ずこの月」に行なうと記述されている。忌み避けられているのは三月と十月で、三月は「三の音」が「去らるゝ」に通じるためだという。十月は「神無月」であるため、大方の吉事を嫌うとある。伊勢白子領（三重県鈴鹿市）では、好み用いられる月の記述が存在せず、三月を「さられ月」、十月を「神無月」として、忌み避けられていた。大和國高取領（奈良県高取町）では、十一月を「祝ひ月」といい、祝儀に用いていたとある。五月は「午の月」で、「往てかえるにはやき」であるために婚姻を忌み避けていた。十月も「神なし月」であるために同様であった。若狭國小濱領（福井県小浜市）では、特に言われはないが三月は嫌われ、七月、十月は祝事には用いられない月であったと記述がある。十一月に関しては、「祝ひ事」が多い月であったという。丹後國峯山領（京都府京丹後市）では、特定の事を好み・忌み避けることはないと言った上で、「大庄屋」らが「神無月」を理由に婚姻を避けていたことが記述されている。備後國品治郡（広島県福山市）では、一月に祝儀が好み用いられるが、その理由は不明であると記述している。三月は「花の縁」で、十月は「極陰」で避けられていた。備後国沼隈郡浦崎村（広島県尾道市）では、一月が祝儀に用いる月であると記述されている。淡路國（兵庫県南あわじ市）では、一月、五月、六月、九月が婚姻に好み用いられ、二月、三月、七月、十月が忌み避けられた。三月は「花の縁」、十月は「神無月」のためであったと記述がある。「淡路国風俗問状答」では各組に関しての記述が存在し、物部組では四月を好み、榎並組では五月を嫌い、油谷組では六月、八月を嫌ったとある。阿波國（徳島県徳島市）では、いずれも理由は記述されていないが、一月、五月、九月が好み用いられ、七月は忌み避けられたとある。阿波國高川原村（徳島県石井町）では、「祝ひ月」とこの月を呼び、諸吉事を行うのに特に好まれた月であったと記述がある。次に挙げる宍喰村（徳島県宍喰町）の「諸国風俗問状答」は、『日本庶民生活資料集成』9巻には収録されておらず、1974年に森 甚一郎によって発見・報告されたものである⁽¹¹⁾。宍喰村では、一月と九月が「祝ひ月」であるために祝事に好んで用いたとの記述がある。七月は専ら仏事を行う月であったために、祝事は行なわなかったという。肥後国天草郡（熊本県天草市）では、二月と十一月が婚姻に好み用いられた。忌み避けられたのは一月、三月、七月、十月で、特に三月に関しては「花の縁」を、十月に関しては「神無月」をその理由としている。五月は「此月を好み用ひ、又此月を忌さくる事、婚禮より外になし」と好むことも忌むこともしていたようだ。

以上、各月ごとの傾向をまとめると、一月、三月、五月、七月、九月、十一月のように

奇数月は好み、あるいは忌み避けることが意識された月であり、十月を除いた、二月、四月、六月、八月の偶数月は、同様のことを意識されることが少ない月であった。三月は、花のように散ってしまう「花の縁」や去るに通じる「三の音」を理由に忌み避けられる月であった。七月は東日本に関しては記述がなく不明だが、少なくとも西日本では忌み避けられる月であった。宍喰村でこの月が専ら仏事を行う月であったことが記述されている。ここ以外に、理由を説明した地域は存在しない。十月は「神無月」を理由として、婚姻を中心とした「めでたいこと」を忌み避ける月であった。婚姻に関しての「祝ひ月」は一月、九月、十一月の三月存在し、一月や九月を「祝い月」とするのは中国・四国地方である。本稿では婚礼月を重点に置いたために取り扱わないが、「祝ひ月」という呼称は婚姻に関係しない場合にも登場し、紀伊国和歌山（和歌山県和歌山市）の十一月、阿波国高川原村の一月、宍喰村の五月にも存在している。十二月に関しては「諸国風俗問状」と答書では「月のよしあし」を問う設問が存在しない。問をたてるまでもなく「好み用いる」ことや「忌み避ける」習俗が存在していたのかもしれないが、この史料からは十二月の諸相を確認することができない。

「諸国風俗問状」答書で確認できる範囲で、月によって同一の傾向を示したのは、好み用いられる十一月、忌み避けられる三月、七月、十月であった。これらに関しては、少なくとも文化年間中にこのような婚礼月伝承が広く存在していたことを示すのではないかと考える。だが、弘賢が各地に送った問状への返信は庶民階層の人物が行ったとは考えにくく、こうした婚礼月伝承がどのような人々によるものなのかを判断することができない。こうした課題を解決するために、近い時代の異なった性質の文献史料をもとに、婚礼月伝承を確認する。

（２）『指田日記』にみる江戸期の婚礼月

『^{さしだにっき}指田日記』とは武蔵多摩郡中藤村（現武蔵村山市）の神職と陰陽師を兼ねていた^{さしだせつのかみふじあきら}「指田撰津正藤詮」の1834（天保五）年から1871（明治四）年にかけての日記である⁽¹²⁾。内容は自身の仕事である祈祷から、日常の雑事などが記されている。この日記から婚礼の記述を抽出し、中藤村近辺では何月に婚礼が行なわれ、また何月に婚礼が行なわれなかったのかを数値の上で明らかにする。『指田日記』では、何年何月何日にどこの誰が結婚した、ということが簡潔に記述されている。参考に一部抜粋した〔表2 『指田日記』にみる婚礼抜粋〕を確認していただきたい。

表2 『指田日記』にみる婚礼 抜粋

年	月	日	内容
1834 (天保五甲午)	十一月 小	廿四日	平七嫡出来蔵婚礼
1834 (天保五甲午)	十一月 小	廿六日	平左衛門息政次郎嫁娶
1835 (天保六乙)	二月 小	十一日	茂左衛門嫡豊蔵嫁娶
1835 (天保六乙)	二月 小	十三日	七右衛門娘婿取り
1835 (天保六乙)	三月 大	十二日	藤七娘、三ツ木に嫁す

このように作成した表から〔図1『指田日記』にみる月別婚姻件数〕を作成し、それを基に何月に婚姻が行なわれているのかを確認した。婚姻が記述されているのは全部で162事例であり、前月より数値が大きくなる月は二月・四月・八月・十一月で、これに対して少なくなる月は一月・三月・五月・六月・七月・十月・十二月だとわかる。史料の性格上、これらがどのような原理に基づいてこのような傾向を示しているのかは判断ができないが、数値の上での推移を確認しておく。

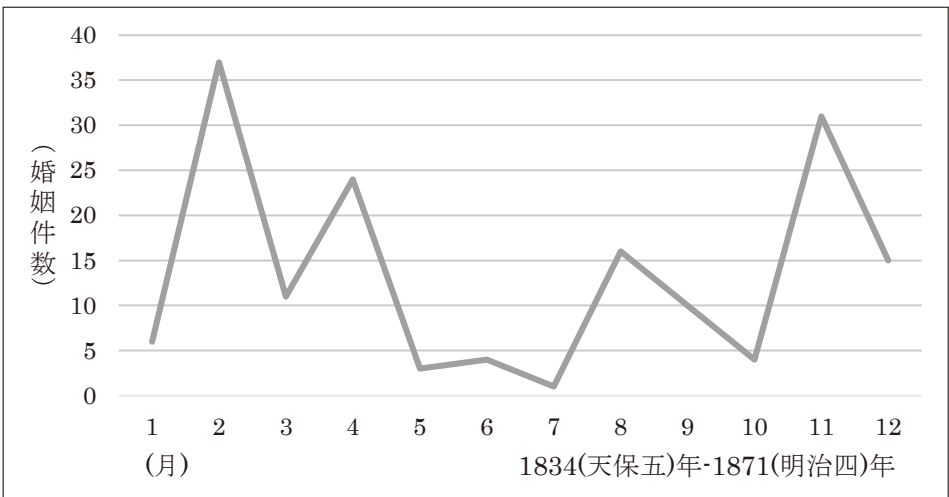


図1 『指田日記』にみる月別婚姻件数

(3) 宝飯地方『宗門人別改帳』にみる江戸期の婚礼月

次に『指田日記』と比較的近い時代の、宝飯地方（現在の豊川市近辺）の『宗門人別改帳』を用いて同様の作業を行う⁽¹³⁾。宝飯地方の『宗門人別改帳』には、何月に婚姻を行ったのか明記されている場合がある。宝飯地方の内これらの記述があるのは萩村・西方村・灰野村の三村で、それぞれ現在は市町村合併などで豊川市一宮町東上町・豊川市御津町西方・豊川市御津町金野となっている。この内、間はあるが1782（天明2）年から1849（寛永2）年までの期間に35事例を確認することが可能である。この事例群から〔図2 宝

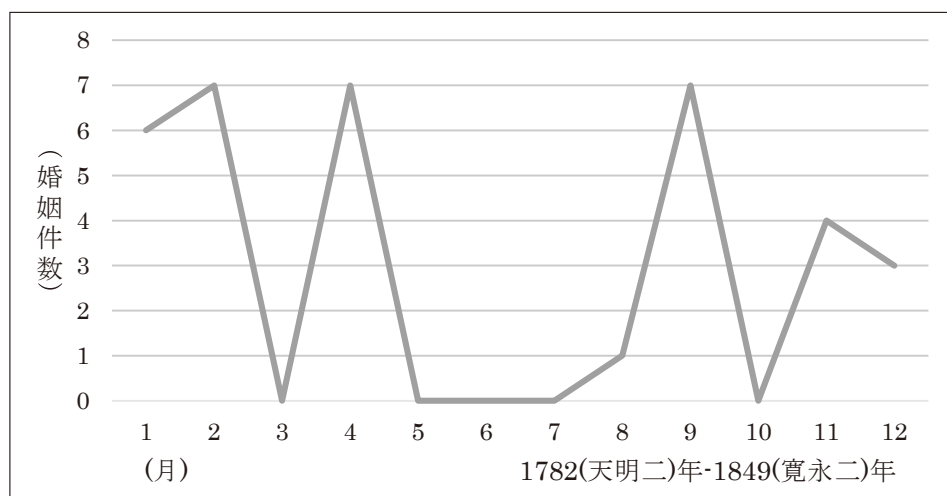


図2 宝飯地方『宗門人別改帳』にみる月別婚姻件数

飯地方『宗門人別改帳』にみる月別婚姻件数』を作成した。事例数としては少ないが、二月・四月・九月・十一月に比較的婚姻が集中し、三月・五月・六月・七月・八月・十月・十二月に婚姻が比較的少なくなっていることが、確認できる。先ほど扱った『指田日記』でも述べたように、「婚姻を行った月」のみが記述されている訳であり、どのような理由でこの月に婚姻を挙げ、また挙げなかったのかはこの史料だけではわからない。

(4) 「諸国風俗問状」とその答書・『指田日記』・宝飯地方『宗門人別改帳』にみる婚礼月

以上の江戸期における三つの史料を確認した。「諸国風俗問状」とその答書からは、十一月に婚姻が好み用いられ、三月・七月・十月に忌み避けられたという婚礼月伝承の存在を指摘した。この傾向は『指田日記』でも確認することが可能であり、十一月に婚姻件数が増加し、三月・七月・十月に婚姻件数が減少する。また、同様の傾向が宝飯地方『宗門人別改帳』でも確認することが可能である。これらを簡潔にまとめると、

(一)「諸国風俗問状」とその答書で確認した婚礼月伝承は、比較的同時代の文献史料にみる月別婚姻件数と同様の傾向を示すことが確認できる。

(二)『指田日記』、宝飯地方『宗門人別改帳』の月別婚姻件数は、江戸期の庶民のものであり、「諸国風俗問状」に回答した知識層だけでなく、江戸期後半の庶民の間に上記の婚礼月伝承が存在し、普及していたことを示唆する。

4. 現代の民俗調査報告にみる婚礼月伝承

次に、以上にまとめた江戸期から現代に至るまでの日本国内における婚礼月伝承を確認

表3 全国の婚礼月伝承 セルの中の数字は事例数

都道府県	A仕事	B花の縁	C神無月	D奇数月	E五月	F音	G神仏	H正五九
青森県	9	1	1			1	5	1
岩手県	2						1	1
宮城県	5			3			5	2
秋田県	3	1	1				5	
山形県	3			2				
福島県	12	3	2	8		2	4	1
茨城県		1						
栃木県	2						2	
群馬県	3	1	1				1	
埼玉県	6		1				1	
千葉県	4		1				1	
東京都	6		1		2		1	
神奈川県	13		1		12		5	2
新潟県	1			1				
富山県								
石川県	1	1	2					
山梨県	2							
長野県	3		1			1		
岐阜県	3	1	4			9		
静岡県	3				1		4	
愛知県	2		2				2	
三重県	1		2			2	1	
滋賀県		4				2	3	
京都府			1					
大阪府	1							
兵庫県	1							
奈良県	3	3	6			1	4	
和歌山県			1					
鳥取県	3							
島根県		1						
岡山県	2	1	1			1		
山口県	1					1		
徳島県	1		1			1	1	
香川県	2		3			4		
愛媛県		2	1			2	2	
高知県								1
福岡県		1	1					
佐賀県	1	3	1					
長崎県						3		
大分県	1							
宮崎県		1						1

本稿末〔表3 全国の婚礼月伝承 出典〕参照

する。「諸国風俗問状」とその答書にみることでできた婚礼月伝承を含め、様々なバリエーションが存在する。都道府県や市町村発行の誌史や民俗調査報告書から事例を収集し、それらを類型化し、「表3 全国の婚礼月伝承」にまとめた。

A仕事によって選択される婚礼月

農繁期などの忙しい時期を避けて、農閑期などの仕事の都合の良い時を選ぶとするのが

最も多く、全国的にこの事例が多く存在している。神奈川県平塚市大野では田植え時の五月、六月を避けていた⁽¹⁴⁾。田植え以外では、青森県深浦町沢辺ではイカ漁の時期を、静岡県沼津市では製茶の時期を避けており、その土地の仕事にあった月が選択されていた⁽¹⁵⁾⁽¹⁶⁾。これらの事例は、縁起を担ぐためではなく、生活に即した婚礼月選択であるといえる。

B 花や葉のように散る「花の縁」伝承

次に、縁起を担ぐ婚礼月伝承を確認する。婚姻を花や葉に例えて、散ってしまうので婚礼を避けるという伝承が存在する。秋田県鹿角市では三月の嫁を「桜嫁」と呼び、早く散ってしまうので避けられた⁽¹⁷⁾。滋賀県高島市今津町西地区では三月や十月を「ハナノエン」と呼び、花や草木が散ってしまうように縁が切れてしまうというので婚姻を避けた⁽¹⁸⁾。宮崎県高千穂町や佐賀県鳥栖市本町では「花の縁」ではなく「花見の宴」という言葉が使用され、三月や四月の婚姻を避けている⁽¹⁹⁾⁽²⁰⁾。福島県本宮市旧白沢村では、「春は花のごとく散るとして結婚を嫌う者と、逆に吉として結婚する者もある」とあるように、両方の意味で解釈されている地域も存在する⁽²¹⁾。

C 神様が不在である神無月伝承

十月神無月に、神々が島根県の出雲大社に集合するという伝承が存在し、この神無月伝承に基づいた婚礼月伝承が存在する。この月に婚礼を挙げると、神様不在のために、祝福を得られないという内容である。秋田県能代市上母体では、旧十月と旧三月は嫁もらいをしない月と言われ、結婚式を挙げる人はいなく、旧十月は神無月で、神様が出雲へ出かけ縁結びの相談をする月であり、旧三月は神様が相談の結果を聞きに行くので、この両月には地元に神がいないからであった、ということが報告されている⁽²²⁾。

このような伝承は2015年3月に筆者が行なった三重県伊賀市島ヶ原村中矢の調査でも聞き書きすることができた。同集落内から1956（昭和31）年2月に嫁いできた方によると、婚礼の時期は節分がどこでも空いているので良いとされ、十一月は神様がいない、カミナシヅキだから結婚してはいけなかった、現在ではこのようなことを気にすることはなくなった、という。

D 「奇数月」に婚姻を避ける婚礼月伝承

奇数月のことを「ハグ月」や「ハグタ月」、「ハンツキ」といい、その月の婚姻を避ける伝承である。現状ではその分布域に関しての疑問を解決することはできないが、奇数月を忌む伝承は、宮城県・山形県・福島県・新潟県の東北地方から北陸地方にかけての4県でのみ確認されている⁽²³⁾⁽²⁴⁾⁽²⁵⁾⁽²⁶⁾。

E 「犬猫もくれない」、「ショウブ月」の五月に婚姻を避ける伝承

同様に地域的な偏りが見られるのは、「五月に婚礼を避ける」伝承である。東京都西東

京市や神奈川県茅ヶ崎市、静岡県沼津市など東京都から神奈川県、静岡県にかけて五月は「犬や猫もくれない」ほど忙しい月であるため、菖蒲（勝負）の月であるために嫁入りは避けるという内容の伝承が存在する⁽²⁷⁾⁽²⁸⁾⁽²⁹⁾。

F「音」を理由に避けられる婚礼月伝承

岐阜県以西に事例が多く存在していることが確認できる。例えば青森県北部では「三月は去る月、八月は離れ月」のため、岐阜県岐阜市では「二月逃げていく。三月去られる。四月死ぬ」ためにこの月の婚姻を避けた⁽³⁰⁾⁽³¹⁾。他にも二月は「逃げ」、三月は「去る」/「去れ」/「去られ」、四月は「死に」、五月は「後家」、六月は「ろくでなし」/「ろくなことがない」、八月は「離れ」、九月は「苦月」/「苦しい」と言って婚礼に避けられた。

G正月や盆・彼岸など、「神仏」を理由に避けられる婚礼月伝承

神の月である正月や、仏の月である盆・彼岸月に婚姻を避ける伝承は福島県福島市湯野のように、神様に遠慮するため、あるいは滋賀県高島市のように仏と縁の深い月であるためであった⁽³²⁾⁽³³⁾。

H「正五九月」を理由に避けられる婚礼月伝承

正月・五月・九月の三つの月を併せて忌み避ける事例である。宮城県蔵王町では婚姻だけでなく、障子を張り替えることも忌まれた⁽³⁴⁾。宮城県延岡市島野浦では俗信として、「正五九月にゃ嫁やるな」と伝えられている⁽³⁵⁾。

I変化する婚礼月伝承

また、収集した事例群の中には、その婚礼月の変化を記述したものも存在する。神奈川県山北町や新潟県上越市、兵庫県豊岡市では農閑期や春に行っていた婚姻が現在では一年中行うように変化した⁽³⁶⁾⁽³⁷⁾⁽³⁸⁾。長野県飯田市下伊那郡上村大字上町では、四月や九月がどのような意味合いで避けていたのかは記述されていないが、かつては縁起のために避けられていた。だが、現在ではこうした縁起の悪い月も旧暦として扱うことで、この月を避けないようにして婚礼を執り行っている⁽³⁹⁾。滋賀県高島市マキノ町では春に婚礼が多かったが、収穫期を終えた農閑期に婚礼を行なうように変化していった⁽⁴⁰⁾。その中で縁起を担ぐ「にげ月」「花が散る」という伝承が存在していた。奈良県川上村入之波でも四月の婚姻を縁起の上で避けていたが、1959年4月10日に当時の明仁皇太子が婚礼を挙げたことで、よい月であるとするように変化していった⁽⁴¹⁾。山口県長門市では戦前、農閑期、特に四、五月が婚姻に好まれていた⁽⁴²⁾。婚姻の日定めについて、大安・友引・仏滅・三隣亡といった「日」を気にすることは元来なく、近年になってから出現したものだという。徳島県東みよし町では「音」と「盆・彼岸月」を避けて婚礼を行っていたが、現代になるとそのようなことがなくなった⁽⁴³⁾。佐賀県佐賀市大詫間では三月・四月に婚姻をすると「花

の縁」で散ってしまうために避けられていたが、現在では「花が咲いて実が結実する」という解釈によって避けることをせず、月を気にしなくなった。

小括

現代の民俗伝承として確認できる婚礼月伝承を確認すると、大別して8類型を確認することができる。8類型のうち、例えばB花や葉のように散る「花の縁」伝承や、F「音」を理由に避けられる婚礼月伝承など、その同類型のなかでも多様な様相が存在していることがわかる。また、理由は明らかにできていないが、D「奇数月」に婚姻を避ける、E「犬猫もくれない」、「ショウブ月」の五月に婚姻を避ける、F「音」を理由に避けられる、のように、地域差を持つ婚礼月伝承が存在することも指摘できる。

一方、I変化する婚礼月伝承をみると、「忌み避けられる月」が徐々になくなっていったことを指摘できる。長野県飯田市では新暦を旧暦に換算し、奈良県川上村では皇太子のご成婚を吉例とし、佐賀県佐賀市では縁起の悪い「花の縁」を吉と読み替えるといった、マイナスの縁起をプラスに変換させて、避けられる月を好むように変化させていった様子がうかがえる。

また、こうした縁起を担ごうとする意志とは関係なく、神奈川県山北町や新潟県上越市、兵庫県豊岡市などでは月を意識することがなくなっていく。婚礼月を意識しながらも、滋賀県高島市でも同様の変化が認められる。山口県長門市では「月」から「日」を意識するようになった変化が描かれている。これらをまとめると現在では「月を意識して婚姻を行うこと」が徐々になくなっていったと言えるだろう。

5. 明治期の婚礼月

現在確認できる最も古い全国的な月別婚姻件数の統計は、1899（明治32）年の内閣統計局編纂「日本帝国人口動態統計」である⁽⁴⁴⁾。この婚姻統計は都道府県別に、何月に婚姻が行なわれたのかを記録している。これを〔表4 1899（明治32）年月別婚姻件数〕にまとめ、明治32年では、実際に何月に婚姻が行なわれていたのかを確認する。

全国的に同一の傾向を示す月を確認する。三月・四月・十二月に婚姻数が多く、六月・七月・八月・十一月に減少するという傾向を示している。一月・二月・五月・九月・十月のように、地域によって差がある月も存在する。特に二月に関しては西日本で少なく、東日本で多く婚姻が行われているという明確な地域差を確認可能である。

表4 1899(明治32)年月別婚姻件数

番号	都道府県	1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	都道府県別合計
1	北海道	424	602	707	586	520	455	440	467	500	519	481	614	6315
2	青森	564	565	668	405	356	273	356	351	318	325	332	568	5081
3	岩手	423	481	590	447	400	306	288	351	336	336	353	507	4828
4	宮城	440	391	627	532	529	290	449	404	686	868	567	501	6284
5	秋田	471	455	639	450	398	392	435	398	380	364	362	691	5435
6	山形	529	454	1401	824	800	362	365	447	462	413	338	548	6943
7	福島	519	605	942	776	668	304	442	398	528	569	447	731	6929
8	茨城	600	482	990	871	639	360	409	460	514	576	534	836	7271
9	栃木	388	382	718	672	618	302	382	325	433	464	343	545	5572
10	群馬	496	596	856	783	605	207	285	280	396	439	339	587	5869
11	埼玉	883	796	1448	1227	882	375	527	468	585	648	522	846	9207
12	千葉	719	810	1071	1076	882	480	641	524	587	632	600	904	8926
13	東京	673	1063	1429	1469	1398	1131	916	920	880	985	984	1285	13133
14	神奈川	338	561	746	798	747	403	468	379	395	457	393	599	6284
15	新潟	1104	1272	2245	1789	1368	923	969	1018	1233	1035	922	1435	15313
16	富山	416	586	729	536	360	432	433	402	339	369	390	748	5740
17	石川	397	523	682	466	376	407	375	457	399	348	339	614	5383
18	福井	300	364	576	476	436	334	388	382	337	381	284	426	4684
19	山梨	223	296	452	366	360	137	213	196	267	246	235	408	3399
20	長野	634	843	1122	1062	1128	418	499	461	495	629	476	930	8697
21	岐阜	520	532	673	634	620	344	468	538	527	570	414	649	6489
22	静岡	654	803	1095	1005	601	468	719	691	732	766	712	944	9190
23	愛知	623	702	1028	949	956	662	817	809	835	1058	880	1023	10342
24	三重	504	493	665	598	542	369	501	486	575	516	462	589	6300
25	滋賀	306	433	527	461	445	246	312	305	355	347	299	462	4498
26	京都	379	591	643	571	555	392	422	455	510	474	445	711	6148
27	大阪	524	645	922	775	916	740	621	612	672	708	686	911	8732
28	兵庫	670	712	1129	987	965	649	730	728	826	880	738	1145	10159
29	奈良	200	203	322	294	238	191	195	203	296	277	245	337	3001
30	和歌山	288	311	495	381	387	287	370	335	370	304	341	498	4367
31	鳥取	180	170	298	226	204	111	204	178	188	223	158	289	2429
32	島根	286	325	504	384	326	207	299	321	364	318	273	444	4051
33	岡山	449	385	635	571	574	399	372	439	509	499	529	712	6073
34	広島	596	581	831	756	743	505	651	595	816	837	743	968	8622
35	山口	496	536	687	593	618	464	533	570	716	621	577	670	7081
36	徳島	279	365	537	405	441	244	206	285	278	360	280	475	4155
37	香川	253	295	545	411	424	273	310	307	299	387	271	412	4187
38	愛媛	436	418	702	570	529	435	419	452	503	539	488	781	6272
39	高知	275	287	381	367	298	265	232	261	246	268	307	382	3569
40	福岡	653	668	987	822	908	552	729	725	787	702	633	947	9113
41	佐賀	240	294	432	409	365	202	269	301	323	349	311	446	3941
42	長崎	347	349	526	441	418	282	393	378	389	373	341	494	4731
43	熊本	447	551	751	669	661	454	482	510	629	563	502	665	6884
44	大分	324	333	619	549	527	288	325	378	433	424	239	466	4905
45	宮崎	166	155	267	210	228	148	184	225	239	199	178	225	2424
46	鹿児島	482	392	632	544	545	412	449	400	421	435	470	741	5923
47	沖縄	249	167	179	137	160	171	191	176	156	228	312	367	2493
48	総数	21367	23823	35650	30330	27664	18051	20693	20751	23064	23828	21075	31076	297372

出典 内閣統計局「日本帝国人口動態統計」明治32年『国勢調査以前人口統計集成』6 東洋書林1992年11月

6. 結論

日本や中国、ネパール・フランスなどにも存在する、縁起を担ぐ「婚礼月伝承」は「諸国風俗問状」とその答書を確認すると、日本において少なくとも江戸後期、19世紀には存在した。『指田日記』や宝飯地方『宗門人別改帳』から、これらは答書を記した知識層だけでなく、一般の人々に伝承され、用いられていたと言える。このような江戸後期の婚礼月伝承は、現代においても確認することが可能であり、江戸期とは異なった婚礼月伝承も存在する。数字の「音」による婚礼月伝承は「諸国風俗問状」とその答書でも確認することができるが、現代で確認できる伝承ではバリエーションが豊富になっている。中国と同タイプの事例は「神仏」を意識して避けられる「盆・彼岸月」で、中国の「鬼月」と同じ解釈によって結婚を忌み避けられている。このことから「死者」を祀る月に婚礼を行わないことは、中国と日本では共通した概念の一つであると指摘できる。花や葉のように散る「花の縁」伝承は三月「花の縁」伝承と同型のものであると考えられ、「音」と同様に

多様な様相を持つ。江戸後期では全て婚姻に忌み避けられているが、現代では好まれる場合も存在する。また、「奇数月」を忌み避ける婚礼月伝承も、「諸国風俗問状」とその答書では偶数月は意識されず、奇数月によしあしの意識が向けられることを示したが、これに関連するものと考えられるだろう。

江戸後期・明治期・現代の婚礼月を比較すると、明治期の婚礼月は江戸後期とは異なり、三月は増加し、六月は減少している。都道府県によって全国傾向とは異なる月が存在するが、それらが地域差をもった伝承によるものなのか、そうでないのかを確認しなければならないだろう。現代の伝承の中では6月は農繁期であり、現代と同様に婚礼月を定めるとするならば、少なくとも幕末から30年ほどたった明治後半には、縁起を担ぐ婚礼月伝承よりも、生業の都合で婚礼月が選択されることが広く用いられていたと言える。

日ではなく、月に着目する婚礼月伝承は、江戸期から現代に至るなかで、①縁起ではなく仕事の都合で決定されるように変化し、佐賀県佐賀市大詫間の「花が咲いて実が結実する」、「花の縁」のように、②再解釈されて新しい意味を付与されるという変化を生じてきた。現代では意識されることが少なくなった婚礼月は、このような過程を経て伝承されてきた習俗であった。

註

- (1) 増補新装版『ネパールの人びと』ネパール叢書 古今書院 1993年6月
各月はそれぞれ、Isakh月 4月中旬～5月中旬、Jeth月 5月中旬～6月中旬、Mans-ir月 11月中旬～12月中旬、Magh月 1月中旬～2月中旬、Phagun 2月中旬～3月中旬となっている。
- (2) イヴォンヌ・ヴェルディエ 著 大野 朗子 訳「女のフィジオロジー」新評論 1985年12月
原著Ybonne VERDIER『FACONS DE DIRE,FACONS DE FAIRE』Editions Gallimard,1979
- (3) 王照編著『中国民間 家禮大観』星輝「老土」叢書⑦ 星輝圖書有限公司 1997年
原文「舊俗五、六、七、九、四個月忌婚。俗説「五月差誤」,解以此月結婚,將致兩家不和睦或婚事失約・,「六月爲一年之半」,解以此月談婚,不會有圓滿結果,因而稱「六月娶半年某(妻)」・,七月爲鬼月,即説七月娶鬼某(妻)」・,九月因九與狗音同,即説此月婚娶非吉祥,有曰・,「九月狗頭重,死某(妻)亦死厓(夫)。」」22頁
- (4) 折口 信夫「熟語構成法から觀察した語根論の断簡」『川合教授還暦記念論文集』1931年12月
折口信夫全集刊行会『折口信夫全集』12巻 中央公論社 1996年3月
- (5) 宮田 登「日本の数信仰」『IS』六二号 ポーラ文化研究所 1993年12月 宮田 登『俗信の世界』
宮田 登 日本を語る4巻 吉川弘文館 2006年5月

- (6) 日野 壽一「結婚・妊娠に関する迷信の解明」迷信調査協議会 編『俗信と迷信』日本の俗信二技報堂 1952年1月
- (7) 西村 亨「待たれている訪問—いろごのみ事典（十五）—」芸能学会『芸能』第五卷第九号 芸能発行所 1963年9月
- (8) 西村 亨『新考 王朝恋詞の研究』おうふう 1981年1月
- (9) 西村 亨「雨のゆううつ—いろごのみ事典（三五）—」芸能学会『芸能』第七卷第五号 芸能発行所 1965年5月
- (10) 編者 竹内 利美・原田 伴彦・平山 敏治郎『日本庶民生活史料集成』第九卷 風俗 三一書房 1969年9月
- (11) 森 甚一郎「諸国風俗問状穴喰村答書発見報告」阿波学会『郷土研究発表会紀要』20号 徳島県立図書館 1974年3月
- (12) 武蔵村山市立歴史民俗資料館『注解 指田日記』上巻 ～村の陰陽師「指田摂津」日々の記録～ 武蔵村山市教育委員会 2005年3月
武蔵村山市立歴史民俗資料館『注解 指田日記』下巻 ～村の陰陽師「指田摂津」日々の記録～ 武蔵村山市教育委員会 2006年3月
- (13) 井上 和雄・後藤 和夫『三河国宝飯地方宗門人別改帳』国書刊行会1986年8月
原本=愛知県宝飯地方史編纂委員会1961年12月
- (14) 平塚市博物館『平塚市史民俗調査報告書6—大野—』1987年3月
- (15) 青森県環境生活部県民生活文化課県史編さんグループ『西浜と外ヶ浜の民俗』青森県史叢書 平成二十一年度 青森県 2010年3月
- (16) 静岡県教育委員会文化課県史編さん室 静岡県史民俗調査報告書第十六集『井出の民俗—沼津市—』静岡県 1992年3月
- (17) 鹿角市『鹿角市史』第四巻 1996年3月
- (18) 滋賀県高島郡今津中学校郷土研究クラブ『三谷郷土誌』三谷郷土誌刊行会 1967年2月
- (19) 宮崎県教育委員会『民俗資料緊急調査報告書 高千穂地方の民俗』1971年3月
- (20) 佐賀県教育委員会『佐賀県の民俗』（上巻）歴史図書社 1974年6月
- (21) 白沢村史編纂委員会『白沢村史』各論編Ⅰ 旧村沿革・民俗 白沢村 1987年7月
- (22) 能代市史編さん委員会『能代市史』特別編 民俗 能代市 2004年10月
- (23) 國學院大学民俗学研究会 昭和48年度『民俗採訪』1974年10月
- (24) 朝日村史編さん委員会『朝日村史』下巻 朝日村 1985年12月
- (25) 鏡石町『鏡石町史』第四巻 民俗編 1984年12月
- (26) 佐久間 惇一『二王子山麓民俗誌』学生書房 1964年3月

- (27) 保谷市史編さん委員会『下保谷の民俗』資料報告 保谷市役所 1986年3月
- (28) 神奈川県立博物館 神奈川県民俗調査報告1『相模川流域の民俗』1968年3月
- (29) 岡県教育委員会文化課県史編さん室 静岡県史民俗調査報告書第十六集『井出の民俗—沼津市—』
静岡県 1992年3月
- (30) 森 勇男『霊場恐山と下北の民俗』北の街社 1995年8月
- (31) 岐阜市『岐阜市史』通史編 民俗1977年3月
- (32) 福島市史編纂委員会『福島の民俗』『福島市史』別巻Ⅳ 福島市教育委員会 1980年3月
- (33) 滋賀県教育委員会『愛知川ダム水没地域民俗資料緊急調査報告』滋賀県文化財調査報告書第2冊
1967年3月
- (34) 蔵王町史編さん委員会『蔵王町史』民俗生活編 蔵王町 1995年3月
- (35) 宮崎県総合博物館『研究資料第七集離島調査報告書(二)』一島野浦の歴史と民俗—付 大分県深
島・屋形島 1975年3月
- (36) 神奈川県立博物館 神奈川県民俗調査報告14『足柄の民俗(Ⅲ)』—足柄上郡山北町— 1986年
3月
- (37) 上越市史専門委員会民俗部会『桑取谷の民俗誌』新潟県上越市 1999年3
- (38) 兵庫県教育委員会文化課『但馬海岸地区民俗資料緊急調査報告書』兵庫県民俗調査報告5 兵庫
県教育委員会 1974年3月
- (39) 国学院大学民俗学ゼミナール『上町の民俗』長野県下伊那郡上村大字上町 1970年4月
- (40) 國學院大学民俗学研究会 昭和48年度『民俗採訪』1974年10月
- (41) 奈良県教育委員会事務局文化財保存課 編『大迫ダム水没地民俗資料緊急調査報告書』奈良県文
化財調査報告第十一集 奈良県教育委員会 1968年3月
- (42) 長門市史編集委員会『長門市史』民俗編 長門市史刊行委員会 1979年12月
- (43) 三好町史編集委員会『三好町史』地域誌民俗編 徳島県三好郡三好町 1996年2月
- (44) 内閣統計局「日本帝国人口動態統計」明治32年『国勢調査以前 人口統計集成』6 東洋書林
1992年11月

表3 全国の婚礼月伝承出典

(紙面の都合上書名と出版年のみ表記、また掲載順は県別で、筆者作成一覧表による)

『青森県史』民俗編資料南部2001.3／『霊場恐山と下北の民俗』1995.8／『津軽の民俗』1970.3／『新青森
市史』別編3民俗2008.3／『下北半島西通りの民俗』青森県史叢書2003.2／『馬淵川流域の民俗』青森県
史叢書1999.3／『新編八戸市史』民俗編2010.3／『西浜と外ヶ浜の民俗』青森県史叢書2010.3／『下北半
島北通りの民俗』青森県史叢書2002.10／『小川原湖周辺と三本木原台地の民俗』青森県史叢書2001.10／

『青森県史』民俗編資料下北2007.3／『陸前高田市史』第五卷民俗編（上）1991.3／『水沢市史』6民俗1978.12／『三陸沿岸の漁村と漁業習俗（上巻）』資料集10 1984.3／昭和39年度『民俗探訪』1965／『宮城県史』20（民俗Ⅱ）1960.3／『岩出山町史』民俗生活編2000.9／『玉造郡誌』1929.12／『雄勝町史』1966.11／『蔵王町史』民俗生活編1995.3／『生活の歓』志津川町誌1989.11／『波伝谷の民俗—宮城県南三陸沿岸の村落における暮らしの諸相—』2008.3／『女川町誌』1960.8／『大衡村誌』1983.7／昭和48年度『民俗探訪』1974.10／『鹿角市史』第4巻1996.3／『本荘市史』文化・民俗編2000.3／『男鹿市史』上巻1997.3／『能代市史』特別編民俗2004.10／『秋田市史』第16巻民俗編2003.3／昭和51年度調査報告『雄勝役内の民俗』1977.3／『朝日村史』下巻1985.12／『八久和の民俗』1953.3／昭和56年度『民俗探訪』1982.9／『白沢村史』各論編Ⅰ1987.7／『大信村史』第3巻民俗編2001.3／『小高町史』1975.12／『梁川町史』第11巻民俗編Ⅰくらし1991.11／『大越村』1944.10／『滝根町史』第3巻民俗編1988.3／『福島』『福島の民俗』『福島市史』別巻Ⅳ1980.3／『須賀川市史』文化と生活1978.3／『いわき市史』第7巻民俗1972.2／『安積地方の民俗』—新産業都市指定地区民俗資料調査報告書—1967.2／昭和51年度『民俗探訪』1977.10／『会津坂下町史』1974.12／『鏡石町史』第四巻民俗編1984.12／『三春町史』第6巻民俗1980.3／『塙町史』第1巻1986.3／『富岡町史』1987.3／『双葉町史』第5巻民俗編2002.3／『広野町史』民俗・自然編1991.12／『西会津町史』第6巻（上）民俗1991.3／『伊南村史』第六巻民俗編2005.3／『奥会津南郷の民俗』1971.10／『小野町史』民俗編1988.3／『大玉村史』上巻1971.1／昭和45年度『民俗探訪』1971.10／『民間信仰』第三号—鹿沼市久我地区—1981.3／富岡市民俗調査報告書第一集『額部の民俗』1974.3／高崎市民俗調査報告書第五集『貝沢町の民俗』2001.3／高崎市民俗調査報告書第三集『南大類町の民俗』1997.3／群馬県民俗調査報告書第十六集『藪塚本町の民俗』1974.3／群馬県民俗調査報告書第十五集『嬭恋村の民俗』1973.3／『埼玉の民俗』1966.3／『坂戸市の民俗二』—赤尾の民俗—1993.8／『人生の習俗』1986.1／『秩父の通過儀礼』民俗資料調査報告書第一集1981.10／『埼玉県史民俗調査報告書』（山地地帯民俗調査）1980.12／『船橋市民俗文化財緊急調査報告』第3次—塚田地区—・第4次—夏見地区—1994.3／『船橋市民俗文化財緊急調査報告』第1次—葛飾南部地区—1990.3／『柏の民俗』考察編1991.3／『大谷の民俗』1980.9／『長柄町の民俗』昭和四十六年度調査報告1972.2／『東京都民俗資料緊急調査報告』1966.3／『八王子市東部地域由木の民俗』2013.3／『下保谷の民俗』資料報告1986.3／『東京の民俗』5 1988.3／『武蔵府中の民俗』1988.10／『足柄地区民俗資料調査報告書（2）』1973.3／『鎌倉の民俗』1977.11／『座間市史』6民俗編1993.3／『秦野市史』別巻民俗編1987.9／『平塚市史』12別編民俗1993.11／『平塚市史民俗調査報告書6—大野—』1987.3／『柳島生活誌』1979.3／『相模川流域の民俗』1968.3／『伊勢原の民俗—高部屋地区』1991.3／神奈川県民俗調査報告15『県北部の民俗（Ⅰ）』—津久井郡藤野町—1987.3／神奈川県民俗調査報告1『相模川流域の民俗』1968.3／神奈川県民俗調査報告17『境川流域の民俗』1989.3／『大和市史』8（下）別編民俗1996.9／『寒川町史』12別編民俗1991.11／大磯町史民俗調査報告書1『国府の民俗（一）—虫窪・黒岩・西久保地区』1993.3／大磯町史民俗調査報告書2『国

府の民俗(二)一月京・生沢・寺坂地区一』1995.3／『大磯町生沢地区民俗資料調査報告書』1975.3／神奈川県民俗調査報告14『足柄の民俗(Ⅲ)』一足柄上郡山北町一1986.3／神奈川県民俗調査報告書5『三浦半島の民俗(Ⅱ)』1972.3／『新津市史』資料編第六卷民俗・文化財1991.3／『二王子山麓民俗誌』1964.3／『石川県民俗資料緊急調査報告書』1965.3／昭和52年度『民俗探訪』1978.10／『やましろ—山代周辺総合調査報告書』1958.8／『福井旧上池田村の民俗—福井県今立郡池田町旧上池田村—』昭和四十三年度夏期調査報告1968.12／『中京民俗福井県大飯郡大飯町大島調査研究号』第12号1975.6／山梨県史民俗調査報告書第六集『道志の民俗—南都留郡道志村』2001.3／山梨県史民俗調査報告書第一集『上津金の民俗—北巨摩郡須玉町—』1994.3／『上吉田の民俗—富士吉田市上吉田—』1989.3／神奈川大学歴史調査報告第3集『松原の民俗—長野県南佐久郡小海町松原—』2006.3／『木曾檜川村の民俗—川入地区—』1972.4／『上町の民俗』1970.4／『弘沢の民俗』1971.10／『矢作ダム水没地区民俗資料報告書』岐阜県文化財調査報告書第5輯1967.3／『岐阜県輪中地区民俗資料報告書(2)』1969.2／『岐阜県輪中地区民俗資料調査報告書(3)』1970.2／『岐阜市史』通史編民俗1977.3／『矢作ダム水没地区民俗資料報告書』岐阜県文化財調査報告書第5輯1967.3／『明智町誌』1960.3／『恵那市史』通史編第3巻(2)生活・民俗・信仰1991.10／『海津町史』民俗編1972.3／『川島町史』通史編1982.5／『北方町史』通史編1982.3／『菅沼の民俗岐阜県吉城郡宮川村菅沼第一次調査報告』1971.8／『菅沼の民俗岐阜県吉城郡宮川村菅沼第二次調査報告』1972.3／昭和29年度『民俗探訪』1954／『天竜市の民俗』1973.3／『西浦の民俗』1971.4／静岡県史民俗調査報告書第十五集『須山の民俗—裾野市—』1992.2／『富士東麓の民俗静岡県御殿場市上小林』昭和49年調査報告1978.3／静岡県史民俗調査報告書第十六集『井出の民俗—沼津市—』1992.3／昭和59年度『民俗探訪』1985.10／『矢作ダム水没地域民俗資料調査報告』第Ⅱ集1967.3／昭和49年度『民俗探訪』1975.10／『三河国宝飯地方民俗資料』1980.9原本：『宝飯地方史資料』第六集1958.11／『愛知川ダム水没地域民俗資料緊急調査報告』滋賀県文化財調査報告書第2冊1967.3／『三谷郷土誌』1967.2／昭和48年度『民俗探訪』1974.10／『樽ヶ畑離村集落民俗資料緊急調査概要』1966.3／『度会・多気山村習俗調査報告書』三重県文化財調査報告書第10集1969／『伊賀国伊勢路の民俗』1969.7／『桑名の民俗』1987.5／昭和50年度『民俗探訪』1975.10／枚方市民俗文化財調査報告1『春日』1984.3／『但馬海岸地区民俗資料緊急調査報告書』兵庫県民俗調査報告5 1974.3／『奈良県風俗志料抄』抄大正4年『奈良市史』民俗編1968.9／『室生ダム水没関係地民俗資料緊急調査報告書』1971.3／『大迫ダム水没地民俗資料緊急調査報告書』奈良県文化財調査報告第十一集1968.3／大滝ダム関係地民俗資料緊急調査報告書』奈良県文化財調査報告第十四集1970.3／『民間信仰』第二号—吉野川流域—1974.9／『天川村民俗資料緊急調査報告書』1976.3／昭和51年度『民俗探訪』1977.10／『千代川流域の民俗』1988.3／『西石見の民俗』1962.3／昭和58年度『民俗探訪』1984.10／『出雲中海沿岸地区の民俗中海沿岸地区民俗資料緊急調査報告』1971.3／『隠岐島の民俗』1973.3／『日生の観光と民俗』1954.7／『笠岡諸島の民俗』振興離島民俗資料緊急調査報告書(I) 1974.3／『二川の民俗』1960.5／昭和36年度『民俗探訪』1963.10／『長門市史』民俗編1979.12

／『三隅町の歴史と民俗』町制三十周年記念1973.12／『三好町史』地域誌民俗編1996.2／『民俗資料緊急調査報告書（塩飽諸島のうち広島・手島・小手島）』1974.3／『新編香川叢書』民俗編1982.3／「婚姻」『小豆島の民俗』1970.10／『民俗資料緊急調査報告書（塩飽諸島のうち広島・手島・小手島）』1974.3／『高松の文化財』第4編（菅沢の民俗）1979.3／『香川県史』1985.11／『新編香川叢書』民俗編1982.3／『南予漁村地域民俗資料調査報告』1970.3／『愛媛県民俗資料調査報告書』第一集1964.3／『愛媛県市』民俗下1984.3／『魚島民俗誌昭和49年度調査報告』文化傳承別冊一1975.11／『土佐山民俗誌』高知市立市民図書館市民新書4 1955.8／『福岡県文化財調査報告書第29集』昭和38年度民俗資料緊急調査筑前の部1964／「人生儀礼」『大詫間の民俗』1972.4／『佐賀県の民俗（上巻）』1974.6／『続・背振山の民俗』昭和45年度調査報告書1971.2／『下五島貝津・大串の民俗』長崎県文化財調査報告書第15集下五島地域民俗資料緊急調査1974.3／「壱岐国テーマン集（三）」『民俗学』二卷十一号1930.11／『新魚目町郷土誌』1986.9／趣味叢書第拾八編『阿蘇俚諺集覧』1935.7／『大分県史』民俗篇1986.3／『研究資料第七集離島調査報告書（二）』一島野浦の歴史と民俗一付大分県深島・屋形島1975.3／『民俗資料緊急調査報告書高千穂地方の民俗』1971.3／「徳之島のことわざ」『南島説話の伝承』1982